

広島県告示第二百九十五号

指定管理者等管理港湾施設使用基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定管理者等管理港湾施設使用基準の一部を改正する告示

指定管理者等管理港湾施設使用基準（平成十三年広島県告示第三百七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 係留施設（小型船舶特定係留施設を除く。）」を「第二章 係留施設（指定小型船舶特定係留施設を除く。）」に、「第三章 小型船舶特定係留施設（第二十四条―第二十七条）」を「第三章 削除」に改める。

第一条中「指定管理施設」の下に「（条例第三条第二項に規定する指定小型船舶特定係留施設（以下「指定小型船舶特定係留施設」という。）を除く。）」を加える。

第二条第一号中「指定管理施設」の下に「（指定小型船舶特定係留施設を除く。）」を加える。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 係留施設（指定小型船舶特定係留施設を除く。）

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第二十四条から第二十七条まで 削除

別記様式を削る。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。